

大作戦シリーズ第4弾！
 認め合い、支えあう「ふくしの心」を育てよう！
「みんなでふくし大作戦！」
 詳細 社会福祉課 ☎32-6356 <http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/> みんなでふくし大作戦！ 検索
 「みんなでふくし大作戦！」はまちぐるみで福祉に取り組むことを目指します！

「あいさつ・声かけ運動」を実践してみましょ！

互いにあいさつを交わすことは、豊かな人間関係を育むとともに、思いやりの心を育て、住みよい地域づくりにつながります。皆さんも家庭で、地域で、職場であいさつや声かけを実践してみませんか？

はじめはできることから...

身近な人や地域の人にあつたらあいさつをしてみましょう！
 はじめのうちは、返ってこないかもしれないけど、いつかきっと素敵な笑顔とともに素敵なあいさつが！

少し慣れたら...

みんなと話をしてみましょう！
 最初はぎこちない会話かもしれないけど...きっと！

そして、みんなで...

人や地域の絆をつくり、互いに認め合い支えあう「ふくしの心」を育み高め、共に手を携え「ふくしの絆」を広げ、誰もが安心して暮らせる「ふくしのまち」を目指しましょう！

すぐに実践できる、人と人、心と心の絆を深める

「あいさつ・声かけ運動」

家庭で、地域で、職場で実践しよう！
 身近な所から始めてみよう！

- おはようございます！
- こんにちは！
- こんばんは！
- お元気ですか！
- お疲れさまです！
- ありがとうございます！

以前に募集の「みんなでふくし大作戦！キャラクター愛称」と「あいさつ・声かけ運動の標語」についての結果は、来月の広報紙でお知らせします。なお、ボランティア活動事例は、引き続き募集中ですのでご応募お待ちしております！

行政改革ってなに？

<http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/> で行革 検索 詳細 行政改革推進室 ☎32-6169

現在、市では行政改革に取り組んでいます。行政改革とは「市役所を改革する」ことですが、どのような改革をするのでしょうか？行政改革についてシリーズでお知らせします。

第5回 苫小牧市行政改革プランの内容

前回の「今後の行政改革のあり方における課題」を踏まえ、平成22年9月に新しい行政改革プランを策定しました。このプランでは以下の6つの基本方針を定め、この方針に基づく取り組みを実施しています。

苫小牧市行政改革プラン ●計画期間=平成22年度～26年度(5年間) ●取組項目数=69項目

6つの基本方針と取組内容の概要

- 1 事務事業の継続的な見直し**
補助金・負担金、使用料・手数料、職員福利厚生会の見直しや窓口延長の検討など。
- 2 民間委託の積極的かつ効果的な推進**
新学校給食共同調理場の調理業務の民間委託、市営バスの民間移譲、広報とまこまい発行業務のほか8業務の民間委託を実施。
- 3 公共施設の効率的な活用**
ハイランドスポーツハウスの廃止や市立保育園(一部)の民間移譲、中央図書館の指定管理者制度導入など公共施設の管理運営を見直す。
- 4 財政運営の健全化に向けて**
広告収入の拡大など財源確保に取り組むほか、新財政健全化計画を中心とした財政健全化を図る。
- 5 簡素で機能的な組織づくりと人材育成**
職員数削減や各種手当の見直し、人事評価制度導入などによる人材育成、組織機構の再調整などに取り組む。
- 6 市民協働の促進**
市民協働ガイドラインの作成や住民投票条例の方向性の検討、自治基本条例の見直しなどに取り組む。

5年間の削減効果額 = 約26億円

今回は行政改革推進のための方策についてお知らせします。

消費生活の不安や疑問・安全についての相談を受けています
消費者センターは「身近な味方」です！
 困ったときは一人で悩まず、まずはお気軽にご相談ください！
 詳細 消費者センター ☎33-6510

消費者センターでは、悪質商法による被害や商品事故の苦情などの相談に応じるほか、消費生活の安定と向上を図るための消費者啓発事業などを行っています。

Q どのようなことを相談できるの？

A 商品のサービスに関する苦情や事業者とのトラブル、多重債務、消費生活に関する相談をすることができます。

- 商品購入、消費、役務の利用などで生じた苦情相談
- 消費者被害(製品事故を含む)に関する相談
- 商品や役務の知識、選択、購入方法などの相談
- 日常の消費生活全般にわたる相談

多重債務に関する相談は
 多重債務者相談室(☎32-6119)で受け付けます。

Q だれが相談を受けてくれるの？

A 専門の消費生活相談員が、問題解決のための助言や情報提供などを行います。また、より適切な相談機関を紹介します。

Q 相談したいときはどうすればいいの？

A 相談の際には、商品の購入に関するものであれば、購入のきっかけや経緯、契約日、商品名、金額、購入先、契約書などを控えておくと、相談がスムーズに行えます。

「消費者被害未然防止講座」を実施しています

消費トラブルに巻き込まれないための知識がいっぱいの講座を出前しています！

対象 小学校(高学年) 中学校、高校、高専、大学、PTA、町内会、老人会、婦人会、職場、その他市内の団体・グループ

時間 平日の9時30分～16時30分のうち、1時間～1時間30分位 開催日時についてはご相談ください

料金 無料
 申し込み 消費者センターへ(電話申し込み可)

相談場所・時間

●相談場所 消費者センター
 (若草町3丁目3番8号 市民活動センター3階)

●電話番号 ☎33-6510

●相談日・時間 月～金曜日 9時～17時
 第2・4金曜日 9時～20時
 第1・3土曜日 10時～15時
 (第2・4土曜日、日曜日、祝日、年末年始はお休みです)

●相談方法 面談または電話

悪質商法の被害にあわないためのポイント

Point 1 うまい話を信用しない！
 必ず大きな落とし穴があります。

Point 2 相談しましょう！
 家族、知人、相談機関に相談しましょう！

Point 3 つられて返事をしない！
すぐに契約しない！
 言葉巧みにすぐに契約を迫ってきます。

Point 4 キッパリ！ハッキリ！
 あいまいな返事をしないで断わりましょう！

こんなときはご相談ください！

▶ 契約や取引に関するトラブルに巻き込まれた！

- 催眠(SF)商法
例)日用品を提供して勧誘
- かたり商法
例)公的機関をかたり物で売る
- 先物取引商法
例)絶対に儲かると言って勧誘
- 点検商法
例)不必要な工事・設備の勧誘

▶ 商品購入・契約を悩んでいる。情報が知りたい！

- 悪質業者の手口は？
- 消火器の販売に来た？
- クーリングオフできるか？

▶ 個人情報の扱われ方に不安！

- インターネットで商品を購入
- ▶ 商品やサービスに疑問？
例)クリーニングのトラブル

▶ 商品・サービスの表示に不当表示の疑問？
 など